

| 選挙の種類     | 期間                    | 時間                      |
|-----------|-----------------------|-------------------------|
| 北海道知事選挙   | 3月24日（金）<br>～4月8日（土）  | 午前8時30分<br>～午後8時（土・日含む） |
| 北海道議会議員選挙 | 4月1日（土）<br>～4月8日（土）   |                         |
| 下川町長選挙    | 4月19日（水）<br>～4月22日（土） |                         |
| 下川町議会議員選挙 |                       |                         |

### 不在者投票

投票日に期日前投票と同様の事由に該当する方は、滞在先の市町村等で不在者投票をすることができます。なお、不在者投票は、あらかじめ選挙人名簿登録のある選挙管理委員会に、投票用紙などの請求手続きが必要となりますので、お早めに手続きをお願いいたします、

#### （１）滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで選挙期間中、町外に滞在している方は、滞在先の市町村で・投票することができます。



#### （２）指定施設内での不在者投票

北海道選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所されている方は、その施設内で投票することができます。



#### （３）郵便による不在者投票

身体が不自由なため投票所での投票が困難である方（身体障害者手帳等をお持ちで一定の障害のある方、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」である方）は、在宅で投票ができる制度があります。

※郵便投票の請求期限は、投票日の4日前までに請求してください。

### 投票所案内はがき

有権者の皆様には、北海道知事・北海道議会議員選挙については、3月22日（水）から、下川町長・下川町議会議員選挙については、4月17日（月）から順次「投票所案内はがき」をお送りします。配達完了までに3日間程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

#### 下川町長・下川町議会議員立候補予定者説明会を開催します

下川町長・下川町議会議員選挙に立候補を予定されている方を対象に、立候補の届出手続きや選挙運動に係る注意事項についての説明会を開催します。

■日 時 令和5年4月4日（火）13時30分から（概ね1時間30分程度）

■場 所 役場4階会議室

■その他 出席者は、立候補予定者1人につき、2人以内としますのでご了承ください。

■お問い合わせ 下川町選挙管理委員会事務局

電話4-2511（内線225） メールs-senkan@town.shimokawa.hokkaido.jp

## 第20回統一地方選挙のお知らせ

任期満了に伴う「北海道知事選挙・北海道議会議員選挙」及び「下川町長選挙・下川町議会議員選挙」が、次のとおり行われますのでお知らせいたします。

### 投票日

北海道知事選挙  
北海道議会議員選挙 令和5年4月9日（日）

下川町長選挙  
下川町議会議員選挙 令和5年4月23日（日）



午前7時から午後6時まで ※一部、投票時間の異なる投票所があります。  
投票時間・投票所等の詳細については、後日改めてお知らせします。

### 投票できる方

下川町の選挙人名簿に登録のある方で、有権者の方は投票をすることができます。各選挙区分によって、投票できる要件が異なりますので、詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

|      | 北海道知事選挙                                                  | 北海道議会議員選挙                                           | 下川町長・<br>下川町議会議員選挙                                 |
|------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 年齢要件 | 平成17年4月10日までに生まれた方（満18歳）                                 |                                                     | 平成17年4月24日までに生まれた方（満18歳）                           |
| 住所要件 | 令和4年12月22日までに転入届をした方<br>※なお、投票日前に道外へ転出された方は投票できません。      | 令和4年12月30日までに転入届をした方<br>※なお、投票日前に道外へ転出された方は投票できません。 | 令和5年1月17日までに転入届をした方<br>※なお、投票日前に町外へ転出された方は投票できません。 |
| その他  | 転出・転入をされる方が投票を行う際、最寄りの市町村が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要となります。 |                                                     |                                                    |

### 期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をすることができます。  
※選挙種別により期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

■期日前投票場所：公民館2階視聴覚室